

審 査 基 準

平成28年11月10日作成

| | |
|-------------|--|
| 法 令 名 | 道路交通法施行令 |
| 根 拠 条 項 | 第13条第1項 |
| 処 分 の 概 要 | 緊急自動車の指定 |
| 原権者(委任先) | 鳥取県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め | |
| 審 査 基 準 | |
| 標 準 処 理 期 間 | 10日(行政庁の休日は含まない。) |
| 申 請 先 | 申請書は、指定を受けようとする緊急自動車の使用の本拠地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。 |
| 問 い 合 わ せ 先 | 申請書を提出した警察署の担当窓口又は警察本部交通部交通規制課 |
| 備 考 | |